

裁 決 書

審査請求人

住 所

氏 名

代 理 人

住 所

氏 名

代 理 人

住 所

氏 名

代 理 人

住 所

氏 名

代 理 人

住 所

氏 名

代 理 人

住 所

氏 名

代 理 人

住 所

氏 名

代 理 人

住 所

県事

氏 名 [REDACTED]

代 理 人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

代 理 人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

代 理 人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

代 理 人

住 所 [REDACTED]

[REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

処 分 庁

湯沢市福祉事務所長

平成27年2月12日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

県事

主 文

処分庁が平成27年2月5日付けで審査請求人に対して行った保護申請却下処分は、これを取消す。



理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

湯沢市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成27年2月5日付けで行った保護開始申請の却下処分（以下「本件処分」という。）の取消を求めるものである。

2 審査請求の理由

保護の要否判定は、申請時の生活実態に基づいて決定されるものであるから、本件処分通知に記載された処分理由は事実と反している。請求人の収入は年金しかなく、直近の振込額は48,833円に過ぎず、また働く能力もない。

第2 処分庁の弁明

1 弁明の趣旨

処分庁は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるものである。

2 弁明の理由

（1）請求人の保護の申請が不実である。

請求人は平成26年12月19日、役場市民課に現在居住しているアパート（以下「現住所」という。）を住所として転居届を提出し、同日付けで、処分庁へ保護申請したが、この時点で現住所は生活できる環境が整っておらず、また請求人は、転居前の住居で長女とともに生活していた。これについて、ケース診断会議の結果、法第4条の要件を欠くことや不実の申請であることにあわせて現住所に居住実態がないことを理由に平成27年1月14日付けで却下処分としたものである。

また、平成27年1月19日付けで現住所を居所として保護申請したことから、請求人に転居の理由を聞き取りしたところ、医療費の支払いのために生活保護を受給することを目的に転居したとの返答を聴き取りしたことから、担当ケースワーカー（以下「担当」という。）は請求人に対し、このような申請は不実の申請に当たるため、長女と同一の世帯として申請するよう助言したが、聞き入れなか



ったものである。

請求人は、住宅ローンを有したまま長女とともに保護を申請したとしても却下されることを知り得た第三者の入れ知恵により単身生活を開始したものであるが、保護を受給するために転居したことは請求人の認めるところであり、本件申請が不実の申請であることは明らかである。

(2) 保護の要件を欠くこと。

法第4条において、生活に困窮する者に保護を行う要件を、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のため活用すること。」と規定している。

請求人は、現住所に転居前の住所において長女と同居しながら生活し、生活費を長女の就労収入と請求人の年金で賄っていたが、平成26年12月に社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会から「たすけあい資金」50,000円を借り受け、現住所を賃借したものである。

この時点で請求人の収入は老齢基礎年金(2か月で48,833円)のみであり、単身生活が早晚立ちいかなくなることは明白であるにもかかわらず、家賃27,000円、共益費1,000円の支出を増加させた。

困窮している請求人が新たな負債を抱え、これまでにない出費を増やした上で、長女と合理的な理由もなく別居したことは、法の趣旨に反するものであり、あらゆるものを最低生活の維持に活用するという保護の要件を欠く。

(3) 保護の決定に必要な調査を拒み、忌避したこと。

担当は請求人に対し、法第4条の要件を説明したうえで、これまでの生活実態及び転居に至った経緯から、長女と同一世帯として認定せざるを得ないこと、長女の収入を含めた上で、最低限度の生活維持が困難と認められれば保護を適用することができること、そのためには長女の保護申請の意思や収入及び資産について確認する必要があることを説明し、長女にかかる保護申請書、同意書、資産申告書、収入申告書を提出するよう助言したが、請求人はこれに応じなかった。

処分庁は、請求人などから生活状況や困窮の実態、債権整理などについて聴き取りしたところ、請求人は、生活保護を受けるには長女と別居するしか手段がなかった、できれば長女と暮らしたいと話した。また、長女は、借金の返済が多く扶養することができない等と話した。

平成27年2月3日、担当は請求人宅を訪問し、長女の収入及び資産についても申告するよう求めたが、これに応じなかった。

処分庁は、請求人及び関係人について、法第28条第1項に基づき保護の決定に必要な調査を行う必要があったが、請求人はこれを拒み、忌避したものであり、処分庁は必要な調査を行うことができなかったものである。

(4) 通院に支障がないこと。

請求人は、医療費の滞納が原因で保護を受けなければ医療機関に通院できないと担当及び査察指導員に訴えるが、請求人が受診する医療機関に確認したところ、医療費の滞納を理由に受診できないことはなく、また請求人が受診の予約をしていることも確認した。

(5) 結語

請求人は、法第4条に定める「利用しうる資産、能力その他あらゆるものを最低生活の維持のために活用」せず、保護の要件を欠くうえ、法第28条第1項に定める保護の決定に必要な調査を拒み、忌避していることから、同条第5項によっても却下されるべきであり、処分庁の決定には何らの不当もない。

また、請求人は、保護申請時の生活実態に基づき要否判定されるべきと主張するが、請求人の単身生活は保護受給を目的とした外形的に整えられたものであり、申請そのものが不実であるため、収入が年金しかないことをもって保護を受けることは法第85条の対象となるものである。

なお、請求人は、前回の保護申請後も長女宅に住み続けていたほか、本件申請後は食料や灯油など、生活必需品を長女からの援助で賄い生活を維持しているうえ、医療費の滞納を原因とした医療機関の未受診もないことから、保護を受給しなければ生活が成り立たないという主張は失当である。

処分庁は係る生活実態を踏まえ、厚生労働省社会・援護局長通知第11-1(2)により、適切な助言指導を行ったうえで本件処分を決定していることから、保護申請を却下するとした本件処分は相当である。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審査庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

(1) 処分庁は、平成26年6月9日、請求人から保護の相談を受けた。なお、その際、請求人は長女と二人で生活していたこと。

(2) 請求人は、平成26年12月19日、湯沢市市民課に住所を変更したとして転居届を提出した後、処分庁に単身世帯として保護の開始申請をした。

これについて処分庁は、平成27年1月14日、ケース診断会議を開催した結果、法第4条の要件を欠き、不実の申請であること、また転居先であるアパートに居住実態がないことを理由に却下の決定をしたこと。

(3) 請求人は、平成27年1月19日、単身世帯として保護の開始申請をした。

これについて処分庁は、同月21日、請求人宅を家庭訪問し、生活実態等を確認したこと。

- (4) 処分庁は、平成27年1月27日、請求人からの保護開始申請にかかるケース診断会議を開催した結果、請求人及び長女より事情を聞き取りするとしたこと。
- (5) 処分庁は、平成27年1月30日に家庭訪問し、保護を受けるために現住所に転居したこと、現住所で単身で生活していること、長女から生活上の援助を受けていること、長女は扶養できないなどを聴き取りしたこと。
- (6) 処分庁は、平成27年2月3日、長女の収入について、湯沢市税務課に法第29条に基づく調査を実施したこと。

また、同日付けでケース診断会議を開催した結果、これまで処分庁は、保護の受給を目的に請求人は利用しうる資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用するという要件を欠くため、保護の開始申請を却下すると判断したこと。

- (7) 処分庁は、平成27年2月5日付けで請求人の保護申請の却下処分を決定したこと。なお、通知書の却下理由には、「あなたは、これまで長女と暮らしていましたが保護受給を目的として外形を整えるため別居し申請しました。このことは利用しうる資産の活用を忌避することに当たること、受給目的の転居は不実の申請に当たること、長女の収入も含め最低生活費を下回るようであれば長女を含めた二人世帯として保護開始できること、食料その他を長女からの援助で生活していることから長女とともに申請することを助言指導してきましたが履行されませんでした。あなたの申請は、利用しうる資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用するという生活保護法第4条に定める保護の要件を欠くため、その申請を却下します。」と記載があったこと。

2 判断

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定する。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第11の1は、保護申請時における申請者に対する指導助言について、「（1）要保護者が、保護の開始の申請をしたときは、保護の受給要件並びに保護を受ける権利と保護を受けることに伴って生ずる生活上の義務及び届出の義務等について十分説明のうえ適切な指導を行うこと。（2）要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うも

のとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」としている。

世帯認定については「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第1において、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」と規定されている。

次に、居住を一にしていない場合であっても同一世帯と認定することが適当である場合としては、局長通知第1において以下のように規定されている。

- (1) 出かせぎしている場合
- (2) 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合
- (3) 夫婦間又は親の未成熟の子（中学3年以下の子をいう。以下同じ。）に対する関係（以下「生活保持義務関係」という。）にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合
- (4) 行商又は勤務等の関係上子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合
- (5) 病気治療のため病院等に入院又は入所（介護老人保健施設への入所に限る。）している場合
- (6) 職業能力開発校、国立光明寮等に入所している場合
- (7) その他（1）から（6）までのいずれかと同様の状態にある場合

さらに、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）により示されている問答集第1において、同一世帯かどうかを判断する基準は「やむをえない事由によって同一の住居に居住していないが、それが一時的なものであって一定の時期が到来すれば、再び他の世帯員の居住する住居に帰来して生活することが予定されているような場合は、居住を異にしているも同一の生計を営んでいるものであり、これを同一世帯として認定することとなる。」と記載されている。

処分庁は、請求人と長女が同一の住居に居住していないものの、生活実態や転居に至った経緯から、請求人と長女が同一世帯であると認定し、請求人が局長通知第11の1の（2）に基づく助言指導に従わなかったことから、保護申請は法第4条に定める保護の要件を欠くものとして却下したものである。

しかし、本件の世帯認定については、認定事実（5）により、請求人が再び他の世帯員の居住する住居で生活することが予定されているとは言い切れず、局長通知

県
事

第1の(1)から(7)のいずれにも該当しないことから、請求人と長女が同一世帯と認定することはできないため、法第4条第1項における保護の要件を欠いているとは言えない。

以上のことから、本件処分は次官通知等に基づき適正に行われたものとは認められず、取消すべきである。

第4 結論

以上のとおり、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成27年4月23日

秋田県知事 佐竹 敬久



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表するものは市長となります。)決定の取り消しの訴えを、あるいは県を被告として(訴訟において県を代表するものは知事となります。)この裁決の取り消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)

県
事